2014 年 2 月 1 日

エコマーク使用契約者
ご 担 当 者　各位

有効期限延長を行う商品類型に係る既認定商品の総点検について（お知らせ）

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

現行制度では、エコマーク使用基本契約書第 15 条（報告・調査）に基づき、年に一度、認定商品の追加・変更の有無を書面で照会（未届けの追加・変更があった場合には速やかに手続きをとるよう指導）しているほか、サンプリングによる基準適合試験調査および現地確認等により基準への適合状況を調査・確認しています。今般、さらなる信頼性向上のため、有効期限延長[1]を行う商品類型について、認定期間が長期にわたる認定商品の基準適合性を確認するための総点検を定期的に実施することと致します。

総点検の範囲は、有効期限延長となる商品類型で認定されている全商品です。点検は、本年 4 月より順次実施してまいります。2015 年度の有効期限延長には約 2,300 商品、約 950 社が該当します。

総点検では、エコマーク使用契約者様に過度な負担をお掛けしないよう、まず、エコマーク事務局による申請書類の再点検等により確認を行いますが、過去の追加・変更や現地確認の実績等も加味し、必要に応じて、調査票への回答依頼等を個別に差し上げることがありますので、ご協力をいただけますようお願い致します。

敬具

≪本件に関するお問い合わせ≫

（公財）日本環境協会　エコマーク事務局　基準・認証課
〒103-0002　東京都中央区日本橋馬喰町 1 - 4 - 16　馬喰町第一ビル 9 階
TEL：03 - 5643 - 6253／FAX：03 - 5643 - 6257
E-mail：info@ecomark.jp

---

[1] エコマーク商品類型は、制定日から原則 5 年間～最大 7 年間の有効期限が設定されています。有効期限日到来の約 2 年前には、規定の手続きに則って見直しが行われ、「全面的な改定」、「有効期限をもって終了」、「有効期限の延長」のいずれかが決定されます。商品類型の「有効期限の延長」が行われますと、当該商品類型におけるエコマーク認定の有効期間も延長後の有効期限まで延長されます。